

令和 7 年度事業計画

I バリアフリー推進事業

1. 海上交通におけるバリアフリー施設整備の推進

海上交通を利用する高齢者、障害者等の移動の円滑化を図るため、旅客船事業者等が行うバリアフリー化事業を助成する。対象は、通院、通学、買い物など日常生活を支える離島航路に就航する船舶、遠隔地間の移動を支える長距離フェリー、観光目的の遊覧船やレストラン船及びそれらの船舶が寄港するターミナルのバリアフリー化の施設整備とし、本制度を活用することで引き続き積極的な海上交通のバリアフリー化を推進する。令和 7 年度は、旅客船 11 隻、ターミナル 4 カ所を見込んでいる。

2. 共生社会実現に向けた移動円滑化基金事業

2020 パラリンピック東京大会を契機として、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に取り組む「共生社会ホストタウン」が広がり、地域における共生社会実現に向けた機運が醸成されてきた。この取組をパラリンピック後もレガシーとして継続し、共生社会の定着を図るため、本事業では先駆的なバリアフリー化を支援することとし、ハード面では、港湾・空港施設におけるアクセスバスのバリアフリー化、旅客船・小型航空機等の乗船時・搭乗時のバリアフリー化、ソフト面では共生社会ホストタウンの取組みを共有する「共生社会バリアフリーシンポジウム」の開催、自治体による「心のバリアフリー推進事業」に助成する。

3. ECOMO 交通バリアフリー研究・活動助成

バリアフリーの基礎的研究開発等を行うアーリーキャリアの研究者等に対する助成を実施し、交通のバリアフリー化促進に寄与することを目的とする。また、当財団の新たな事業発掘及び効果的なバリアフリー推進に資する目的で、研究・開発者とエコモ財団との共同を視野に入れた成果発表の推進、成果報告会の機会を通じて研究・活動成果の周知を行う。

4. 交通バリアフリー情報提供システムの運営等

高齢者、障害者等が、鉄道やバスなどの公共交通を円滑に利用できるようにするため、駅・ターミナル構内のバリアフリー施設、乗換案内等に関するバリアフリー情報を提供するシステム「らくらくおでかけネット」の運営に加え、他事業者間におけるテキストによる乗換案内方法拡充など、使いやすさ向上のための改善等を行う。

5. 交通サポートマネージャー研修の実施

公共交通事業者のバリアフリー接遇・介助水準の向上を目的とし、首都圏と関西地域において、鉄道事業者、バス事業者を主な対象とした「交通サポートマネージャー研修」を実施するとともに、旅客船事業者を対象としたバリアフリー研修の展開を図る。また、公共交通事業者が障害当事者参加型の研修を自主開催するための人材育成等の支援、障害当事者講師や有識者等による「交通サポートマネージャー普及促進会議」の開催、障害当事者講師の養成と講師バンクの構築を継続する。

6. 公共交通事業者等に向けた手話教室の実施

全国の公共交通事業等の従事者を対象とするオンラインの手話教室を開催し、公共交通機関における聴覚障害者の移動円滑化を図ることを目的とする。2025年は東京でデフリンピック、大阪で大阪・関西万博が開催される予定である。こうしたイベント等においてはバリアフリーな接遇の向上が求められることから、オンラインの特性を生かし多くの参加を得るとともに公共交通分野の手話の普及を支援する。

7. バリアフリー推進勉強会の開催・周知啓発活動等

交通バリアフリーを推進するため、令和7年度も引き続き調査研究等の成果を周知する「バリアフリー推進勉強会」及びセミナー等を開催するとともに、「バリアフリー学習プログラム」の小中学校等での実施、教材の配付、一般市民向けの「心のバリアフリー研修」の実施、障害者団体等とのネットワーク構築を行う。また、交通バリアフリーに関する文献データベースの作成等を実施する。

8. 高齢者・障害者等の移動円滑化促進のための調査研究

バリアフリー法、障害者差別解消法の改正等によりハード的な施設整備に加え、役務の提供、情報提供、接遇・介助に関するソフト面の新たな対応課題が生まれている。本事業では、空港、鉄道等の旅客施設並びに車両等におけるバリアフリー対応状況の評価、LRTのアクセシビリティ等移動円滑化に関する調査、認知症等外見上、その特性がわかりにくい障害に対する移動円滑化方策の検討、図記号やサイン等の課題に関する調査、移動円滑化実現に向けた新たな課題等に関する調査を行う。また、これらの調査研究に関連する国内外の学会、学術団体、大学等との連携及び会議等への参加を通じ、情報収集、先進事例の調査、研究成果の公表を行う。

II 交通環境対策事業

1. 運輸事業におけるグリーン経営認証制度の実施

グリーン経営認証制度は、運輸事業者の環境負荷の少ない事業運営を認証し、運輸事業における環境負荷の低減を推進するものである。

令和7年度も引き続き認証制度を実施するとともに、登録件数としては、新規分40件、更新分1,760件の合計1,800件を目指す。

なお、新規認証取得者の増加を図るため、あらゆる機会を捉えて様々な働きかけを行うとともに、助成金制度の拡充など関係自治体への働きかけも継続する。

2. エコ通勤優良事業所認証制度の実施

エコ通勤優良事業所認証制度は、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証し、登録するとともに、その取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図るものである。

令和7年度も地方運輸局等と連携した広報活動に努めつつ、引き続き認証制度を実施する。

なお、登録事業所が800を超え申請内容の取組みレベルにも差が生じていることから、より効率的、効果的な認証制度のあり方を検討する。

3. エコドライブの普及

エコドライブは、運輸部門におけるCO₂排出抑制策の柱のひとつであり、国

民の誰もが実施できる取り組みである。この普及を図るため、エコドライブ普及推進協議会の事務局活動、エコドライブ講習団体の認定、エコドライブ活動コンクール、およびシンポジウムの開催を実施している。

令和7年度も引き続き活動を推進し、エコドライブのさらなる普及を図る。

4. 環境的に持続可能な交通の普及

環境的に持続可能な交通の普及を図るため、令和7年度も引き続き、学識経験者、関係省庁、関係団体と連携して、普及推進フォーラムの開催、地方ブロック毎のセミナーの開催、EST 交通環境大賞、交通環境対策人材養成研修等を実施し、地方自治体や交通事業者等への啓発活動を推進する。

また、移動困難者を含め誰もが自宅から目的地まで不自由なく移動でき、さらに環境負荷にも配慮した交通ネットワークの構成や交通結節点の在り方などについて、国内外の事例を参考として、今後の交通のありかたを検討するとともに、見学会を含めたセミナーを運輸局や業界団体等と連携して開催し、好事例の共有を図る。

さらに国際活動として、国連の気候変動枠組条約締約国会議やアジア EST 地域フォーラムに参加し、国際的な情報収集や我が国の取組の情報発信を行う。さらに、来日した海外の政府関係者や有識者への対応を通じて、我が国の交通環境対策を海外へ周知する。

本事業では上記の取組に加えて、運輸・交通分野における環境問題とその対策を包括的にまとめた冊子「運輸・交通と環境」を引き続き発行することにより、あらゆる運輸・交通関係主体に向けて環境意識の啓発を行う。

5. モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）の普及

モビリティ・マネジメント教育は、われわれ一人ひとりの移動手段や社会全体の交通流動を「人や社会、環境にやさしい」という観点から見直し、改善していくために自発的な行動を取れるような人間を育成することを目指すものである。この普及を図るため、自治体や学校に対する支援を通して、継続的に実施するための拠点作り、および教員向け手引書や資料の作成及び普及に取り組んでいる。

令和7年度は、自治体支援、小中高等学校への支援を継続するとともに、モビリティ・マネジメント教育に関心のある人が参考にできる教材の検討や、実践事例の共有や意見交換を行うための情報交換会を開催する。また、大学での交通と環境問題をテーマとした講義も継続する。

6. スローモビリティ社会の検討

公共交通が脆弱もしくは利用しにくい地域における生活の足や観光地等での移動手段として、歩行者や車とも共存できるスローモビリティ社会の実現に向けた調査研究を行う。

令和7年度は、低速の意味や価値、効果を検討した上で、近隣生活圏におけるモビリティに関する基礎調査を実施するとともに、松江市法吉地区でのモビリティスクーターの導入支援を継続し、取組の定着を図る。また、アドバイザー会議や勉強会を開催し、スローモビリティへの理解を深めるとともに、情報発信に取り組む。さらに、離島を中心にグリーンスローモビリティやモビリティスクーターの車両貸与を継続することで、電動スローモビリティの普及促進に寄与する。

Ⅲ 鉄道駅移動円滑化施設整備事業

本事業は、国と地方公共団体からの補助金及び鉄道事業者からの預託金を受けて、当財団が鉄道事業者との協定に基づいて、鉄道駅にエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化施設等の整備を行った施設を鉄道事業者に貸し付けるものである。

引き続き、当財団が保有している 115 駅の施設の貸付を、これら各駅を管理する鉄道事業者 16 社に対して行う。